

# 令和2年度チーム化による水産加工業等再生モデル事業

## 公募要項

令和2年2月13日  
復興庁

### 1. 事業の趣旨

本事業は、被災地水産加工業の業績回復を図るため、販路喪失や人材不足等、それぞれの地域が抱える課題の解決に向け、被災地の複数の水産加工業者等が連携して行う、地域ぐるみの取組をソフト面で支援することで、被災地の持続的な発展に資するチーム化モデルの構築を推進するものです。

### 2. 応募資格

東日本大震災からの復興に取り組む任意団体（以下「チーム」という。）であれば応募することができます。

ただし、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 東日本大震災の被災地の法人・団体を構成団体に含む、複数の法人・団体または地方公共団体からなるチームでの応募であること。（法人単独、地方公共団体単独での応募はできません。）
- ② 復興庁と契約を行う代表団体は法人格を有する団体とすること（チームの法人格の有無、営利・非営利は問いません。）
- ③ 同一の法人・団体・個人が複数の提案チームに参加していた場合は、取組の趣旨、対象とする当該事業者の商品、モデル事業による対象経費等が明確に区別されている。
- ④ 地区内の水産加工業の再生を課題としている被災自治体と連携していること。

### 3. 募集する提案

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものです。所要の選定手続を経て、事業を選定した後、当該事業の提案チームの代表団体と契約を締結し、国による調査として実施することとしています。

以下の事項に留意の上、提案を行ってください。

#### (1) 募集する提案の取組内容

本事業では、被災地水産加工業の業績回復を図るため、販路喪失や人材不足等、それぞれの地域が抱える課題の解決に向け、被災地の複数の水産加工業者等が連携して行う、地域ぐるみの先進的な取組を募集します。

【参考①：令和元年度における本事業の取組一覧】

[http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou\\_nariwai/suisan/2019/material/190729\\_suisan-kakougyou-saisei\\_saitaku.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou_nariwai/suisan/2019/material/190729_suisan-kakougyou-saisei_saitaku.pdf)

【参考②：平成30年度における本事業の取組一覧】

[http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou\\_nariwai/suisan/2018/20190115\\_H30\\_teaming-anken-itiran.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou_nariwai/suisan/2018/20190115_H30_teaming-anken-itiran.pdf)

【参考③：平成29年度における本事業の取組一覧】

[http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou\\_nariwai/20170807\\_03\\_teaming-anken.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou_nariwai/20170807_03_teaming-anken.pdf)

## (2) 提案の審査

別添1「令和2年度チーム化による水産加工業等再生モデル事業に係る企画提案書審査の手順について」及び別添2「令和2年度チーム化による水産加工業等再生モデル事業に係る審査基準及び採点表」に基づき、提出された提案について審査を行い、業務の目的に合致し優秀な提案を行った者を選定し、契約候補者とします。

## (3) 本事業で支出する経費の範囲

本事業で支出する経費は、ソフト面の取組（地域の合意形成、プロジェクトの検討、専門家の招聘、試行的な取組に係る効果検証等）に係る経費です。

※ 1つの提案に係る経費について、1,000万円程度とします。

※ 本事業による経費として支出されたかを確認するために、領収書等の提出をお願いする場合があります。

### 【支出の対象とならない経費の例】

例えば、以下に掲げる経費は支出の対象とはなりません。

- ・ 施設・車両・設備の購入や整備、用地の取得等に係る経費（いわゆるハード事業。ただし、消耗品の購入やリースは可）
- ・ 提案チームにおいて従前から実施している活動等の運営経費（人件費、賃料、光熱費、通信費、宿泊費等）
- ・ ウェブページ等の著作物の制作に係る経費
- ・ 製造工程等に従事する工場労働者に係る経費（モデル事業の企画・実施等に従事する労働者に係る経費は除く）
- ・ 契約期間外の活動に係る経費
- ・ 国、地方公共団体、民間団体等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費（他事業と重複補助にならぬよう、負担区分が明確になるようご注意ください）
- ・ 単なる視察に係る経費（ただし、具体的な計画に基づく商談やマーケティング等に係る経費は除く）
- ・ 参加事業者の商品の買上経費

- ・ 外国人材受入れに係る経費
- ・ その他、提案のあったプロジェクトの実施に直接必要とならない経費（委託関係にない提案団体以外の団体に支出される経費等） 等

#### (4) 実施期間

令和3年3月19日（金）までとします。

#### (5) 実施体制

提案に基づく取組は、原則として提案チームが自ら行うこととします。

（提案チームでは、契約の締結主体となる構成員（代表団体）と、その他の構成員の役割分担を明示することにより、その役割の範囲内で構成員がその事業を行うことができます。）

ただし、構成員以外の第三者への実施業務の一部再委託については、あらかじめ申請書を提出し、復興庁から承認を得た上で行うことができます（印刷等の軽微な業務委託を除く）。

### 4. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、以下の事項に留意の上、別添の様式記載例に従い、簡潔・明瞭に記入し、提出して下さい。

なお、様式については、復興庁ホームページ

([http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou\\_nariwai/20160414135417.html](http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou_nariwai/20160414135417.html))からプロジェクト事業用の提案書様式ファイルをダウンロードしてください。

#### ①様式1 (Excel形式) : 提案書

次の事項について記載すること。

(文字のフォントサイズは14ポイント以上とすること。)

1. 提案名
2. 提案チームについての情報（代表者、実施体制、資本金、従業員数など）
3. 提案チームの震災前、震災直後、現在の売上状況（「2. 応募資格④参照」）
4. 主な実施地域・参加事業者・関係市町村名及び担当者・当該市町村の課題とその関連性
5. 事業概要
6. 他事業者や他地域の既存の取組と本取組との相違点（独自性・先進性）
7. 本事業を実施した結果、どのように被災地水産加工業者、もしくは被災自治体の復興に貢献するか（相乗効果・波及効果）
8. 事業の計画的な実施に向けた体制構築（計画性・実現可能性）
9. 次年度以降のフォローアップ体制について（本事業終了後も継続した事業実施が計画されており、その実施が見込まれること）

10. 定量的な成果目標（目標年度及び、売上等の目標値2つ以上）
11. 同一の法人・団体・個人が複数の提案チームに参加している場合は、それぞれの取組の趣旨等が明確に区別されていることについての説明
12. 業務の再委託内容及び再委託先（再委託が必要な場合）
13. ワーク・ライフ・バランス等の推進について

**②様式2**（Excel形式）：費用積算書

事業の実施に必要な経費を、取組毎に記入すること。

**③様式3**（Excel形式）：事業スケジュール

事業実施に係る各取組の実施スケジュールについて、取組毎に分けて記載すること。

**④様式4**（PowerPoint形式）：提案の概要図

様式1で記載した内容について、要点のみを簡潔に、1枚にまとめて記入すること。  
（文字のフォントサイズは14ポイント以上とすること。）

**⑤様式5**（Excel形式）：提案団体の概要

本事業の提案チームの概要（代表団体及び構成団体）実施体制図は、構成団体の役割分担がわかるよう記載すること（最大2ページ以内とします。）。

**⑥様式6**（Word形式）：誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書（提案チームの代表団体の誓約書のみ）を、署名・押印の上、提出すること。

## **5. 公募期間・提案書類提出方法**

### **（1）公募期間**

- 公募期間  
令和2年2月13日（木）～令和2年3月10日（火）
- 公募締切  
令和2年3月11日（水）18時00分

### **（2）提案書類提出方法**

以下の提出物について、下記送付先に原則郵送（宅配便も可）で提出して下さい。  
ファイルには綴じず、提出物をそのまま封筒に入れて提出して下さい。

※ 郵送は書留郵便に限ります。

郵送の場合、封筒の表に「令和2年度チーム化による水産加工業等再生モデル事業提案書在中」と記載し、1提案ごとに送付して下さい。

令和2年3月11日（水）18時00分必着

### (3) 提出物

- 紙媒体 9部 (原紙 1セット、コピー 8セット)

原紙 1セットの内訳：

- ・ 4. ①提案書～4. ⑤提案団体の概要をゼムクリップ止め、
- ・ 4. ⑥誓約書

コピー 1セットの内訳：

- ・ 4. ①提案書～4. ⑤提案団体の概要をゼムクリップ止め
- ※提出書類はホチキス止めをしないでください。

- 電子媒体 1部 (光ディスク (CD-R 又は DVD-R ディスク))

内訳：

- ・ 4. ①提案書～4. ⑤提案団体の概要  
(各々の様式について、4. に記載のデータ形式にて提出)  
各ファイルのタイトルは、提案名にして下さい。

※ 電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」「Microsoft PowerPoint2016」以前の形式に限ります。

### (4) 提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4号館 10階

支援機構班 主査 高岡 隆行

Tel : 03-6328-0261

E-mail : g.reconstruction\_nourinsuisan.f3f@cas.go.jp

## 6. 応募後の手続とスケジュール (予定)

### (1) 選定：公募期間終了後～3月

応募のあった提案について、「3.」に則り、実施事業を選定します。

なお、選定期間中に、提案内容の実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります (ヒアリングは東京で行います。また、その際の交通費等は提案チームの負担とします。)。また、実施事業については、場合によっては、応募書類の内容について、記載内容の修正、他の提案チームとの連携等をお願いすることがあります。

### (2) 取組実施

復興庁と事業の提案チームは、選定結果の通知後、別添 3 の仕様書 (案) をもとに、速やかに事業内容の精査を行い、仕様書を確定した上で、請負契約を締結します。

なお、選定結果の通知後も、会計法令に基づく契約手続が完了するまでの間は、何ら復興庁と契約関係が生ずるものではありません。

### (3) 成果の確認

事業の成果を把握するため、年度末に、成果物の検査を行うとともに、今後の展開について聴取します。また、事業年度終了後3年程度、事業内容のフォローアップ（目標の達成状況、取組の波及効果等）を実施します。

#### **(4) 情報発信への協力**

本事業での取組内容、状況、結果等について、復興庁等が国内外に情報発信するために必要な資料の提供、ヒアリングや取材対応等について、協力して頂くことがあります（事業年度終了後も対応するものとします）。なお、復興庁は、報告書及び報告会の概要における発表の一部又は全部をホームページで公表することができるものとします。

### **7. 企画競争説明会の開催**

以下のとおり、企画競争に関する説明会を開催します。（参加は任意とする。）

#### **(1) 日時**

令和2年2月19日（水）15時00分～

#### **(2) 場所**

復興庁12階会議室（ドア No.1205）

（東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎4号館）

### **8. 問い合わせ先**

事業内容や応募様式の記入方法に関する不明点については、以下の連絡先にお問い合わせください。

#### **【連絡先】**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館10階

支援機構班 主査 高岡 隆行

Tel : 03-6328-0261

E-mail : g.reconstruction\_nourinsuisan.f3f@cas.go.jp

### **9. その他**

- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- ・ 必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、原則返却しないこととします。
- ・ 提出された書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行いません。
- ・ 採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（1999年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

- 本業務に関連して受注者が知り得た情報については、守秘義務が生じます。ただし、提出される成果物に含まれる情報についてはこの限りではありません。
- 復興庁による審査の結果、請負契約を締結することとなったチームは、審査の通知後、速やかに事業者間における協定書（チームの構成員全員による押印をするものとする。様式は、結果通知時に別途指定。）を作成し、復興庁へ送付するものとする。

以上